

宮崎県知事 殿

住所 宮崎市橘通東2丁目10番1号
名称 宮崎県庁株式会社

遂行状況報告書

1 補助事業に要する経費の状況

(単位：円)

経費区分	当初予定額	最終執行見込み額
中途採用の求人情報や事業所の魅力を発信するための自社ホームページの新設や改修等	1,234,560	1,234,560
中途採用を含む求人情報や事業所の魅力をインターネット等で広く周知するための事業	500,000	480,000

2 補助事業の遂行状況（実施状況の経過、今後の計画等）

- 自社ホームページに求人情報、企業の魅力情報を掲載するための原稿、写真、動画データの作成完了
- 令和3年12月末日までにホームページへの掲載作業完了予定
- 〇〇サイトへの求人広告は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに掲載予定

3 採用状況

正社員採用数（※）	2名
-----------	----

※ 正社員採用数は、令和4年3月31日までの就職（予定）者を計上すること。正社員とは、以下ア～エまでのいずれにも該当する者をいう。また、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者から正社員へ転換した者を含む。

ア 期間の定めのある労働契約を締結する労働者（試用雇用期間（6ヶ月以内に限る。）終了後に雇用期間の定めのない雇用契約に移行する旨の規定が就業規則や労働条件通知書等で明示された労働者を除く。）でないこと。

イ 派遣労働者でないこと。

ウ 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該業務に従事する者の中にいわゆる正規型の労働者がいる場合は、当該正規型の労働者を、当該業務に従事する者の中にいわゆる正規型の労働者がいない場合については、当該業務に基幹的に従事するフルタイム労働者（「フルタイムの基幹的労働者」）をいう。以下同じ。）の1週間の所定労働時間と同等のものとして雇用される労働者（以下(フ)から(エ)までのいずれかに該当する者を含む。）であること。

(フ) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条に基づく所定労働時間の短縮措置等を利用する労働者

(イ) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第36条の2から第36条の4に基づく合理的配慮として所定労働時間の短縮等により就業する障害者

(フ) 同一の事業所に雇用される正規型の労働者と比較して所定労働時間が短縮された労働時間で働く労働者（ただし、労働時間及び賃金制度を除く労働条件が他の正規型の労働者として労働する者と同等でないものを除く。）

(エ) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「基準法」という。）第32条の3に基づくフレックスタイム制度を利用する労働者

エ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。